

令和7年度環境物品等の調達の実績の概要について

国立研究開発法人

国立精神・神経医療研究センター

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和2年度における環境物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知する。

1 令和7年度の経緯

令和7年度については、5月に「環境物品等の調達の推進を図るための方針について」（以下「調達方針」という。）を策定し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

2 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量については、別表のとおりである。

- 一 令和7年度 調達実績集計表（物品・役務）
- 三 令和7年度 間伐材及び合法木材実績集計表

3 環境物品等の調達に当たっての配慮の実績

調達方針に基づき、調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努めた。

4 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

特定調達物品等以外の物品等の調達に当たっては、調達方針に準じて、エコマーク等の認定を受けている製品又はこれと同等の環境物品を調達するように努めた。

5 当該年度調達実績に関する評価

令和7年度は、概ね調達率100%を達成した。

今後についても、医療サービス及び研究機能等を低下させない範囲内において、グリーン購入法の趣旨に鑑み、引き続き可能な限り環境物品等の調達推進に一層努めることとする。